

2023年9月7日

商標使用企業各位

### 「TM」付きマークに関する認証品や印刷物についてのお知らせ

皆様方より、ST2001（商標使用規則）の改訂に基づく商標契約の再締結に伴い「TM」に関する多くのお問い合わせいただいております為、こちらのお知らせで詳細を明確にお伝えさせていただきます。



2022年版の新規格導入（SGEC規格では2021年版）に伴い、「TM」は削除して使用することとなりました。「TM」が付いていても、商標出願の手続き中に使用するだけで、この商標の保護という点では意味がないためと聞いています。

ただしすでに「TM」マークを取り入れた認証品や印刷済みの在庫に関しましては、その在庫が尽きるまでの使用に問題はありません。

---

#### <よくある質問と回答>

**Q1: 「TM」のついた商標の認証品在庫があります。破棄、回収、処分をしなくてはいけませんか？**

A:「TM」がついた在庫はそのまま販売して構いません。次回の印刷や生産時には「TM」表示を削除してください。

**Q2: 既に「TM」表示が印刷された伝票や名刺は使用可能ですか？**

A:既存の印刷物は在庫がなくなるまで使用できます。再作成の際は「TM」を自社にて削除するか新しいラベルジェネレーターをご利用ください。

**Q3: 「TM」のついた商標はいつから使用できなくなりますか？**

A:2 本来は2020年版COCのSTにより認証を受け、その認証に基づく商標使用からは「TM」付きは不可です。ただ、すでに2013年版のSTに基づき、TM付きですでに印刷した在庫がある場合、その在庫がなくなるまでは使用しても構いません。

**Q4: 新規格での審査事に「TM」付きの商標の認証品や伝票の在庫があります。認証の維持に影響がありますか？**

A: 2020年版規格審査時に「TM」付きの商標のついた在庫があっても認証の維持に問題はありません。ただし、2020年版認証取得後、在庫がなくなり次第、「TM」なしの商標しか使用できません。

**Q5: ウェブサイト、ECサイト上などのTMはいつまでに取らなければなりませんか？**

A: 新規格への移行期間以降は、サイトのリニューアルのタイミングでできる限り早く削除をして下さい。

---

何卒、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

SGEC/PEFC ジャパン  
事務局